

大府市への遺贈寄附に関するご案内

遺贈とは、遺言により遺産を特定の個人や団体に贈ったり寄附したりすることをいいます。

近年、自らの死後、自身の財産の一部を活用して社会や地域貢献をしたいとの考えをお持ちの方が増えています。大府市では、このような申し出にお応えするため、遺言による寄附（遺贈）を受け入れる体制を整えています。

皆さんの大切な想いを確実に遺すため、金融機関と遺贈寄附に関する協定を締結しており、専門的な知見を活かし、遺贈寄附のお手伝いをいたします。

1. 協定金融機関

株式会社名古屋銀行

2. 協定金融機関に相談いただける内容

大府市へ遺贈するための遺言作成相談

3. 紹介までの流れ

(1) 「協定金融機関紹介依頼書兼同意書（以下「紹介依頼書」という。）」を大府市に提出します。

(2) 大府市は、株式会社名古屋銀行に紹介依頼書を用いて、紹介します。

(3) 株式会社名古屋銀行担当者から相談希望者に連絡し、原則として面談にて相談を行います。（相談は無料）。

【相談窓口】

大府市 福祉部 福祉総合相談室（市役所1階）

TEL：0562-45-6219（開庁日8:30～17:15）

FAX：0562-47-3150